

2川健介保第236号  
令和2年4月10日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様  
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様  
介護保険施設 施設長 様  
地域包括支援センター センター長 様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定申請等の取扱いの補足等について（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日付2川健介保第207号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定申請等の取扱いについて」を通知しましたが、取り扱い方法について次のとおり補足・追加します。

事業者の皆様におかれましては、御協力くださいますようお願いいたします。

1 郵送での取り扱いについて補足

各区高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション介護認定給付担当で行う各種申請行為について、原則郵送受付としますが、「介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書」を代行で送付される場合は、御本人の委任が必須となりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。（申請書裏面右上部）  
なお、代行者の本人確認書類については、不要とさせていただきます。

2 閲覧等請求の郵送での取り扱いについて（追加）

窓口での申請では身分証明を確認させていただいていますが、郵送での請求においては、請求書に加え、次の書類の写しを送付することが必要となりますので、御注意ください。

また、1人の介護支援専門員が、複数の被保険者に対する閲覧等をまとめて請求する場合、次の書類の写しは1部ずつで構いませんが、請求書は被保険者1人につき1枚ずつ御提出ください。

①介護支援専門員登録証（顔写真付き）

②事業所との雇用関係を証明する書類（社員証、雇用契約書、等）

- ・書類がない場合は、「雇用関係証明書」（市ホームページに掲載）の提示を必要とします。
- ・返信用封筒に請求者名を記載することで省略可とします。

③居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

既に届け出ている場合は必要ありません。地域包括支援センターから受託している居宅介護支援事業所が閲覧請求を行う場合は必ず居宅サービス計画作成依頼届出書を御提出ください。

※添付書類の詳細については、川崎市ホームページで御確認ください。（検索ワード「閲覧請求」）

### 3 認定調査の立会いについて

現状を鑑み、認定調査の立会いを控えておられる事業者様もおられますが、被保険者の日頃の様子を確認させていただくため、認定調査員より担当者様へ電話確認させていただくことがありますので御協力をお願いいたします。

また、申請を代行される際には、申請書裏面の「認定調査についての希望等記入欄」の「その他」の欄なども御活用いただき被保険者の御様子をお伝えくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

### 4 その他

郵送による申請に係る費用については、申請者負担とさせていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。

窓口での申請も可能ですが、感染症拡大防止を図るため、申請書類の預かりのみとさせていただきます。確認事項がある場合は後日電話連絡させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(担当) 健康福祉局長寿社会部介護保険課  
電話 044-200-2455 (認定係)  
044-200-0447 (給付係)